

保護者 様

森町健康こども課長

季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症について

令和 5 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行したことで、次のとおり変更となります。

【これまでの出席停止期間】 保健所等に指示された期間

【5 月 8 日からの出席停止期間】 発症後 5 日かつ症状が軽快して 1 日経過するまで

これにより、新型コロナウイルス感染症に感染した場合も、季節性インフルエンザと同様に、経過観察表を各ご家庭において記入して、保育園へご提出くださいますようお願いいたします。また、季節性インフルエンザに感染した場合の経過観察表の様式にも変更がありますので、併せてお知らせします。

記

1 季節性インフルエンザ罹患時に記載いただく経過観察表の変更

今回配布の「(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症) 経過観察表」に記入し、保育園に提出してください。なお、出席停止期間の変更はありません。

2 新型コロナウイルス感染症罹患時に記載いただく経過観察表の対応

季節性インフルエンザと同様、今回配布の「(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症) 経過観察表」に記入し、保育園に提出してください。

3 季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症による

① 罹患時

園児が医療機関を受診して季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症と診断されたら、保護者は、保育園へ罹患したことを連絡して、各施設で指示される方法にて「(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症) 経過観察表」を受け取ります。

②出席停止期間中

保護者は、この経過観察表に発熱の経過を記録します。

② 出席停止期間経過後

園児の体温を記入した経過観察表を持参します。

保育園は、経過観察表を確認します。

登園のために医療機関を再受診する必要はありません。

担当 幼稚園保育園係 安田
電話 0538-86-6300